

各都道府県 情報政策及び衛生主管部（局） 御中

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

ワクチン接種記録システム（VRS）用タブレット端末の  
都道府県向け予備機の配送について

ワクチン接種記録システム（VRS）に関して、多大なご協力を賜り感謝申し上げます。これまで、接種券読み取り用タブレット端末が市区町村や各医療機関へ配送されるとともに、市区町村において住民基本台帳情報等のシステムへのアップロードが進み、4月12日の高齢者向けワクチン接種の開始以降、順調にタブレット端末による接種券読み取りが進められております。

こうした中、全国知事会からの要望等において、各市区町村のワクチン接種会場において、タブレット端末が故障や不足により緊急的に必要となる場合に備えて、都道府県として事前にタブレット端末の「予備機」を確保したい旨の御要望を頂いているところです。そのため、都道府県としてタブレット端末の予備機を事前に希望される場合の手順等を整理致しましたので、下記の要領で必要な予備機の台数等を内閣官房 IT 総合戦略室へご登録頂きますようお願い申し上げます。

情報政策部（局）御担当におかれましては、衛生主管部（局）に連絡をいただくとともに、調査・照会（一斉調査）システムによる回答に引き続き御協力をお願い申し上げます。

記

1. タブレット端末の予備機を希望する場合の登録方法

各市区町村のワクチン接種会場（集団接種会場、個別医療機関等）において、ワクチン接種記録システム（VRS）用タブレット端末が故障や不足により緊急的に必要となる場合に備えて、都道府県として事前にタブレット端末の予備機（都道府県が保管・管理）の配送を希望する場合は、調査・照会システム上の調査票に沿って、端末受取場所名、端末受取場所住所、受取課名、受取御担当者名、受取御担当電話番号などを記入の上、**5月7日（金）までにご登録ください**。なお、予備機の台数は1都道府県あたり最大5台までとさせていただきますのでご了承ください。

なお、通常のオペレーションとして、タブレット端末の故障などが生じた場合には、タブレット端末の裏に記載のヘルプデスク宛て連絡先にご連絡頂ければ、即座に配送業者よ

り代替機を発送する段取りが既に整えられております。他方で、即日急遽タブレットが必要となるなど、ヘルプデスクによる通常オペレーションでは間に合わないような場合に、都道府県の予備機をご利用頂くことを想定しておりますので、ご留意頂きますようお願いいたします。

## 2. タブレット端末の予備機を実際に使用する際の手順

都道府県が保管・管理するタブレット端末の予備機を実際に使用する場合は、以下の手順の通り、各市区町村からの要望を都道府県にて受け付け、内閣官房 IT 室へご連絡頂くこととなりますので、ご承知置き頂きますようお願い致します。

- ① タブレット端末の予備機について、市区町村の接種会場において、その緊急的な使用が必要となる事象が発生。
- ② 当該市区町村より、都道府県に対しタブレット予備機の利用の要望を連絡。
- ③ 要望を受け付けた都道府県は、追って内閣官房 IT 室より予備機を希望する都道府県へ個別に送付するエクセルファイルに、予備機を使用する地域の自治体コード、市区町村名、予備機の使用場所名・住所、予備機を緊急的に使用する理由等を記載の上、内閣官房 IT 室へ提出(念のためにお電話でもご一報いただきますようお願いいたします)。
- ④ ③と同じ情報を、実際に予備機を使用する市区町村の VRS 担当部局へ連絡。
- ⑤ 都道府県により、予備機を使用場所へ送付。
- ⑥ 接種会場においてタブレット端末のログイン及び接種券の読み取りを実施。

※予備機を実際に使用する地域の自治体コード等の情報について、内閣官房 IT 室側でシステム上の入力完了した上で、実際に予備機が使用できるようになりますのでご注意ください。

※予備機を希望した都道府県におかれては、予備機を配備していることについて管内の各市区町村へ適宜お知らせ頂くようお願い致します。その際、以下の点も併せてお伝え頂くようお願い致します。

- ・ 通常のオペレーションとして、タブレット端末の故障などが生じた場合には、ヘルプデスクへ連絡すれば、即座に配送業者より代替機を発送する段取りが既に整えられていること
- ・ 上記のヘルプデスクによる通常オペレーションにおいては間に合わないような場合において、都道府県予備機をご利用頂くことが想定されること

### 連絡先

内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室

(山下、眞弓、市川、小泉)

電話番号 : 03-3581-3484

メールアドレス : digitalvaccine@digital.go.jp